

# 毎月勤労統計調査特別調査の結果の概要

## 1 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

## 2 調査の対象

厚生労働省が指定した調査区に所在する事業所のうち、調査期日現在1～4人の常用労働者を雇用している事業所（ただし、主な事業が農業、林業及び漁業の事業所、家事サービス業及び外国公務、立法、司法の事務及び行政事務を直接行う事業所を除く。以下「事業所規模1～4人の事業所」という。）で、県内393事業所である。

## 3 調査期日

平成16年7月31日（給与締切日の定めがある場合には、平成16年7月の最終給与締切日）

## 4 調査の結果

### (1) 賃金

きまって支給する現金給与額

平成16年7月における事業所規模1～4人の調査産業計事業所（以下、特に断りのない限り調査産業計に関するものである。）の月間きまって支給する現金給与額は、前年（189,110円）と比べ5,024円増の194,134円であった。男女別では、男が1,358円減の256,646円、女が8,193円増の141,653円であった。

また、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額の格差は、事業所規模30人以上（289,488円）を100とした場合に67.1であった。

特別に支払われた現金給与額

平成15年8月1日から平成16年7月31日までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、前年（268,900円）と比べ23,655円減の245,245円であった。男女別では、男が21,712円減の360,745円、女が24,290円減の146,999円であった。

表1 産業別きまって支給する現金給与額及び規模別の格差

産 業	計			男			女		
	実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差	
		全国平均 =100	本県30人 以上 = 100		全国平均 =100	本県30人 以上 = 100		全国平均 =100	本県30人 以上 = 100
調 査 産 業 計	194,134	100.8	67.1	256,646	98.6	71.6	141,653	102.4	78.8
建 設 業	242,305	94.0	68.7	272,800	96.2	70.5	155,010	102.4	86.9
製 造 業	167,220	77.3	51.4	256,537	93.3	68.8	93,912	71.2	50.9
卸売・小売業	207,985	111.4	105.1	266,944	103.4	84.0	147,329	108.5	131.7
サービス業	184,958	95.4	82.5	238,112	93.3	75.6	144,205	95.7	113.3

(注) 本県 30人以上規模については、毎月勤労統計調査地方調査の平成 16年 7月分調査結果による。

図1 規模別きまって支給する現金給与額（調査産業計）

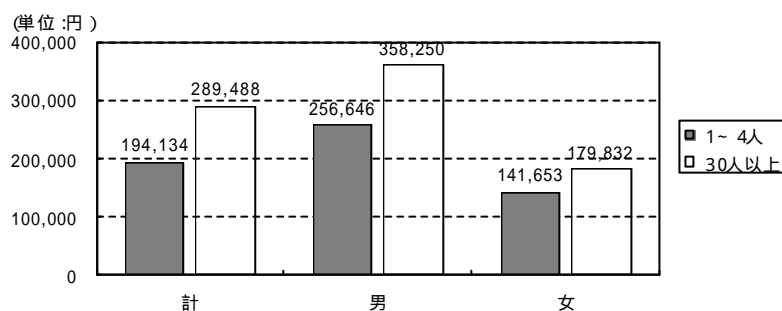


表2 産業別年間特別に支払われた現金給与額と支給割合

産 業	計		男		女	
	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合
調 査 産 業 計	245,245	1.26	360,745	1.41	146,999	1.04
建 設 業	137,689	0.57	171,835	0.63	35,066	0.23
製 造 業	192,728	1.15	362,519	1.41	58,744	0.63
卸売・小売業	361,629	1.74	573,754	2.15	140,884	0.96
サービス業	211,691	1.14	273,185	1.15	161,427	1.12

(注) 支給割合は、7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合

(2) 労働時間・出勤日数

労働時間

通常日1日の実労働時間は、前年(7.2日)と比べ0.1日増の7.3時間であった。男女別では、男が前年と同じ8.0時間、女が0.1時間増の6.7時間であった。

出勤日数

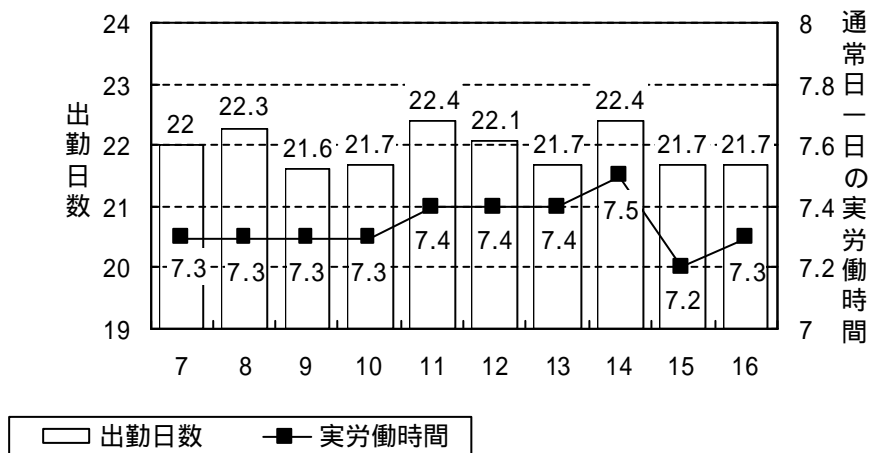
出勤日数は、前年(21.7日)と同じ21.7日であった。男女別では、男が前年と同じ22.4日、女が前年と同じ21.2日であった。

表3 産業、規模別通常日1日の実労働時間等

産 業	実 労 働 時 間			出 勤 日 数		
	本 県 1～4人	全 国 平 均	本 県 30人以上	本 県 1～4人	全 国 平 均	本 県 30人以上
調 査 産 業 計	7.3	7.2	8.0	21.7	21.4	20.5
男	8.0	8.0	8.4	22.4	22.4	20.8
女	6.7	6.7	7.2	21.2	20.5	19.9
建 設 業	7.6	7.8	8.1	22.4	22.3	21.4
製 造 業	6.8	7.4	8.6	21.5	21.7	20.5
卸 売・小 売 業	7.7	7.4	6.8	22.1	21.8	21.0
サ ー ビ ス 業	7.5	7.4	7.5	22.0	21.6	18.9

(注) 事業所規模30人以上については、毎月勤労統計調査地方調査平成16年7月分であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。

図2 通常日1日の実労働時間等の推移



### (3) 雇 用

平成16年7月31日現在の事業所規模1～4人の事業所における常用労働者数は42,345人であり、この内訳は男が19,326人、女が23,020人となった。

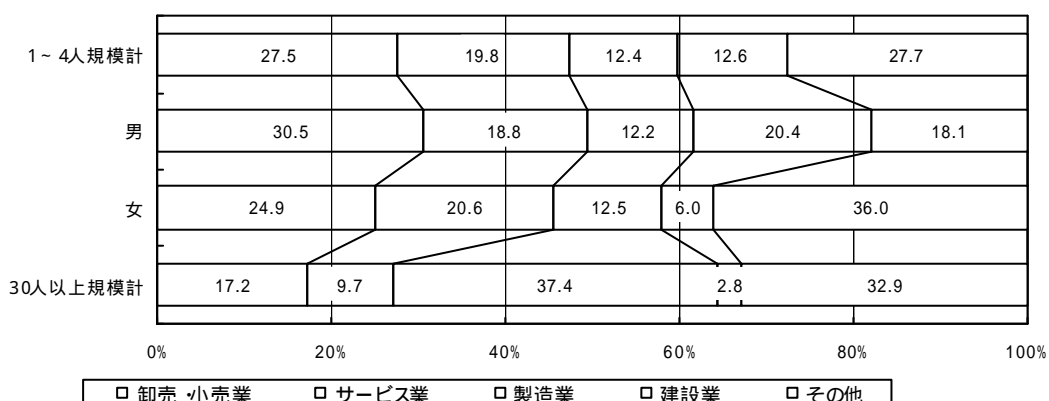
産業別構成は、卸売・小売業が27.5%と最も多く、次いでサービス業の19.8%、建設業の12.6%の順であった。

男女別で見ると、男は卸売・小売業の30.5%、建設業の20.4%、サービス業の18.8%の順であり、女は卸売・小売業の24.9%、サービス業の20.6%、製造業の12.5%の順であった。

事業所規模30人以上の産業別構成と比べると、30人以上では、製造業の37.4%、卸売・小売業の17.2%、医療、福祉の10.2%の順となっており、製造業の占める割合が高かった。

また、女性常用労働者の比率は、54.4%で前年(55.3%)を0.9ポイント下回ったが、依然として過半数を越えている。これを事業所規模30人以上と比べてみると、30人以上では38.5%であることから、1～4人の事業所は女性労働者の割合が高いことが分かる。

図3 規模別常用労働者の産業別構成比



(注) 事業所規模30人以上は、毎月勤労統計調査地方調査平成16年7月分調査結果による。

## 5 統計表(平成16年7月)

産 業	常 用 労 働 者 1 ~ 4 人 の 事 業 所				
	常用労働者数	月間出勤日数	1日の労働時間数	月間定期給与	特別に支払われた給与(年間)
	人	日	時間	円	円
調査産業計					
計	42,345	21.7	7.3	194,134	245,245
男	19,326	22.4	8.0	256,646	360,745
女	23,020	21.2	6.7	141,653	146,999
鉱 業					
計	-	-	-	-	-
男	-	-	-	-	-
女	-	-	-	-	-
建 設 業					
計	5,321	22.4	7.6	242,305	137,689
男	3,943	22.5	8.0	272,800	171,835
女	1,377	22.2	6.5	155,010	35,066
製 造 業					
計	5,240	21.5	6.8	167,220	192,728
男	2,362	23.1	7.9	256,537	362,519
女	2,878	20.1	5.9	93,912	58,744
電気・ガス・ 熱供給・水道業					
計	-	-	-	-	-
男	-	-	-	-	-
女	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
運 輸 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
卸売・小売業					
計	11,636	22.1	7.7	207,985	361,629
男	5,901	22.5	8.2	266,944	573,754
女	5,735	21.6	7.2	147,329	140,884
金 融 ・ 保 険 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
不 動 産 業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
飲食店、宿泊業					
計	3,600	23.3	7.0	141,270	68,872
男	1,056	25.5	8.1	190,501	142,535
女	2,544	22.5	6.5	120,833	37,651
医 療 , 福 祉					
計	2,948	22.0	6.0	174,364	236,521
男	189	21.1	6.8	225,460	43,079
女	2,759	22.1	6.0	170,864	250,276
教育、学習支援業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
複合サービス事業					
計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
サ ー ビ ス 業					
計	8,382	22.0	7.5	184,958	211,691
男	3,638	21.9	7.7	238,112	273,185
女	4,744	22.0	7.3	144,205	161,427

注1:「-」は該当数字なし、「X」は集計数が少ないため、公表していない。

注2:特別に支払われた給与は、勤続年数1年以上の常用労働者を対象に、平成15年8月から平成16年7月までの1年間に支払われたものの累計である。

## 6 主な用語の定義

### (1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

期間を定めず、又は、1か月を越える期間を定めて雇われている者。

同一の事業所に日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に一般労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記、の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

### (2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約及び就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいう。所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

### (3) 特別に支払われた現金給与額

平成15年8月1日から平成16年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を越える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

### (4) 出勤日数

調査期間中に、本来業務の遂行のために実際に出勤した日数をいう。たとえ1日に1時間でも就業すれば、出勤日とする。ただし、有給であっても出勤しない日は含めない。

### (5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、早出時間、残業時間、手持ち時間を含む。

ただし、休憩時間は除く。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとしている。

### (6) 14大産業

日本標準産業分類による鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）のことである。

また、本調査でいう調査産業計とは、前記14大産業の合計である。なお、調査事業所が少ない産業（情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、教育、学習支援業、複合サービス事業）については、秘密保持のため表章はしていないが、調査産業計には含めてある。